

START UP!!

交野市 特定創業 支援制度

創業 支援

起業したいけど
何から始めれば…



対象者

創業を検討している、創業間もない人

《対象外となる例》

すでにNPO法人で創業しており、これから新たに株式会社を設立しようとする人
交野市外で法人の設立を検討している人

自分の
特技やスキルを
生かしたい！



会社を設立する場合の
登録免許税を減免

創業関連保証の
特例措置の適用

創業支援を
受ける
メリット

日本政策金融公庫の
新規開業支援資金の
貸付利率の引き下げ

小規模事業者持続化
補助金における補助
上限額の引き上げ

発行の流れ

- STEP 1** 交野市で特定創業支援事業の相談
- STEP 2** 交野市で手帳発行の手続き
- STEP 3** 1か月以上をかけて「セミナー」または「個別相談指導」等を受講し、4つの支援分野の知識を習得【4分野（経営・財務・人材育成・販路開拓）】
- STEP 4** 4つの支援分野受講後、特定創業支援制度受講証明書が必要な場合、交野市にて申請の手続き

—— 詳細については交野市までご相談ください ——

問合せ先 **交野市 地域振興課**

TEL:072-892-0121(代表) / FAX:072-891-5046 / メール:sinkou@city.katano.osaka.jp

詳細については、交野市のホームページに記載しておりますのでご確認ください。

QRコード→

